

答申第 1132 号

諮問第 1793 号

件名：複合機管理台帳の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、令和 6 年 1 月 17 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同月 31 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 行政文書開示請求書の提出

令和 6 年 1 月 17 日、審査請求人は、愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）において、行政文書開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受け付けた。

なお、当該開示請求書には行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載内容として

複合機管理台帳

許可個人携帯管理簿

提案カード

来庁者カード及びその決裁書

（請求日現在稲沢署で保管のもの）

と記載されていた（以下、この行政文書開示請求のうち「複合機管理台帳」について「本件開示請求」という。）。

イ 本件開示請求の対象文書の調査

本件開示請求の対象となる「複合機管理台帳」とは、愛知県警察情報

システム等の取扱いに係る情報セキュリティ対策要綱の制定（平成 30 年総情発甲第 100 号。以下「要綱」という。）第 1、2 スにおいて

プリンタ、ファクシミリ、イメージスキャナ、コピー機等の 2 以上の機能が一つにまとめられ、かつ、次に掲げる要件を全て満たす機器をいう。

(ア) データ蓄積機能を有していること。

(イ) 警察情報システムに接続されていること。

と定義された当該複合機を管理するに当たり、作成されるものであり、要綱第 3(10)により主任情報セキュリティ指導員は該当する複合機が管理された場合においてのみ作成し、所属長の確認を受ける旨が定められている。

その様式は愛知県警察情報システムの整備に係る情報セキュリティ対策要領の制定（令和 5 年総情発乙第 624 号）の様式第 14 と定められている。

稲沢警察署では、上記の定義に該当する複合機を管理していなかったため、請求対象文書を保有しておらず、前記請求対象文書の作成には至らなかったものである。

ウ 行政文書不開示決定

上記のとおり本件開示請求の対象となる文書を管理していないため、処分庁は、条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、令和 6 年 1 月 31 日付けで本件処分を行った。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、複合機を複数台所有していて、管理台帳が不存在なのは不合理である旨主張している。

しかしながら上述したとおり、稲沢警察署では要綱で定義する複合機を管理していないため、対象文書を作成する必要がなく、対象文書を保存していないことに不合理な点はないことから、審査請求人の主張は理由がなく失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、稲沢警察署が保管している複合機管理台帳である。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 処分庁によれば、本件開示請求の対象となる複合機管理台帳は、要綱

で定義する複合機を管理するに当たり作成されるものであり、稲沢警察署では、要綱で定義する複合機を管理していなかったため、本件請求対象文書を作成していないとのことである。

一方、審査請求人は、複合機を複数台所有していて、管理台帳が存在するのは不合理であると主張している。

この点について、当審査会において処分庁に確認したところ、要綱で定義する複合機は、プリンタ、ファクシミリ、イメージスキャナ、コピー機等の2以上の機能が一つにまとめられ、かつ、(ア)データ蓄積機能を有していること及び(イ)警察情報システムに接続されていることを要件としているとのことである。そして、稲沢警察署において2以上の機能を備えた複写機等の機器は存在するが、当該機器は、(ア)データ蓄積機能を有していること又は(イ)警察情報システムに接続されていることのいずれかの要件を満たしていないことから、要綱で定義する複合機に該当せず、その管理台帳である本件請求対象文書を作成していないとのことである。

イ これらのことからすれば、本件請求対象文書を管理していないとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

複合機管理台帳

(請求日現在 稲沢署で保管のもの)

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 5 . 1 4	諮問 (弁明書の写しを添付)
6 . 1 1 . 2 1 (第 696 回審査会)	審議
6 . 1 2 . 2 6 (第 698 回審査会)	審議
7 . 1 . 2 9	答申